

調布市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、  
令和 6 年度財政援助団体等監査の結果を公表する。

令和 7 年 3 月 31 日

調布市監査委員 岩 倉 哲 二  
調布市監査委員 小 山 敦  
調布市監査委員 鈴 木 宗 貴

## 令和6年度財政援助団体等監査結果報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

### 第2 監査の対象

所管部課 福祉健康部障害福祉課（以下「障害福祉課」という。）

対象団体 社会福祉法人調布市社会福祉事業団（以下「社会福祉事業団」という。）

### 第3 監査の実施期間

令和6年10月1日（火）から令和7年3月14日（金）まで

### 第4 監査の範囲

令和5年4月1日から令和6年9月30日までに執行された財政的援助等に係る出納及びその他の事務

### 第5 監査の主眼点及び方法

監査の実施に当たっては、調布市監査基準に基づき、次に掲げる事項を主眼として、関係諸帳簿及び関係書類の照合、現地確認、関係職員からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の着眼点としては、次に掲げる事項を重点とするものとする。

#### 1 障害福祉課

##### (1) 補助金

ア 補助金の交付決定は法令等に適合しているか。

イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

エ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

オ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

##### (2) 貸付金

ア 貸付金の決定は法令等に適合しているか。

イ 貸付金の目的、選定基準及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 貸付金の算定、貸付方法、時期、手続、契約内容等は適正か。

エ 貸付金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

##### (3) 負担金

ア 負担金の目的及び内容は明確か。また、必要性は十分か。

イ 負担金の算定、支払方法、時期、覚書等は適正か。

ウ 負担金の支払団体への関与及び確認は適切に行われているか。

##### (4) 出捐

ア 出捐目的及び出捐金額等は妥当か。

イ 出捐団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

## 2 社会福祉事業団

### (1) 補助金

ア 事業計画書，予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書，実績報告等は符合するか。

イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求，受領は適時に行われているか。

ウ 事業は，計画及び交付条件に従って実施され，十分効果が上げられているか。また，補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

エ 出納関係帳票の整備，記帳は適正か。また，領収書等の証拠書類の整備，保存は適切か。

オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

キ 精算報告は適正に行われているか。また，精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

### (2) 貸付金

ア 事業計画書，予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した貸付金の申請書等は符合するか。

イ 貸付金の申請書等の提出，貸付契約，貸付金の請求及び受領は適時に行われているか。

ウ 事業は，計画及び貸付条件に一致しているか，貸付の目的事業以外に流用されていないか。

エ 出納関係帳票の整備，記帳は適正か。また，領収書等の証拠書類の整備，保存は適切か。

オ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

### (3) 負担金

ア 負担金は目的に基づき支出されているか。

イ 負担金の請求，受領は適時に行われているか。

ウ 出納関係帳票の整備，記帳は適正か。また，領収書等の証拠書類の整備，保存は適切か。

エ 負担金等に係る収支の会計経理は適正か。

オ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

カ 報告等は適正に行われているか。

### (4) 出捐

ア 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。

イ 設立目的（出捐目的）に沿った事業運営が行われているか。

ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

エ 事業成績，財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

オ 経営成績及び財政状態は良好か。

## 第6 監査対象の概要

### 1 障害福祉課

#### (1) 補助金

##### ア 調布市社会福祉事業団補助金

社会福祉事業団の運営及び事業に必要な経費として、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和52年調布市条例第10号）に基づき、補助金として、令和5年度は9,320万3,644円を、令和6年度は1億1,336万8,000円を交付している。

##### 【補助金交付内訳】

補助対象経費	令和5年度確定額	令和6年度交付決定額
人件費	84,777,977円	105,268,000円
事務費	8,425,667円	8,100,000円
計	93,203,644円	113,368,000円

##### イ 調布市重度障害者等グループホーム運営費補助金

重度障害者等グループホームの運営に必要な経費として、調布市重度障害者等グループホーム運営費補助金交付要綱（平成26年調布市要綱第39号）に基づき、補助金として令和5年度は3,567万9,000円を、令和6年度は4,840万8,000円を交付している（令和6年9月30日現在の交付決定額、同年10月に追加交付あり）。

##### ウ 令和5年度調布市障害者施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金

障害者施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に必要な経費として、令和5年度調布市障害者施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金交付要領に基づき、補助金として、令和5年度は601万9,044円を交付している。

##### エ 令和5年度調布市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援補助金

障害福祉サービス事業所等における物価高騰に対する支援に必要な経費として、令和5年度調布市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援補助金交付要領に基づき、補助金として、令和5年度は34万円を交付している。

##### オ 調布市障害者（児）施設整備防犯対策費補助金

障害者（児）施設における防犯対策の強化に必要な経費として、調布市障害者（児）施設整備防犯対策費補助金交付要綱（平成29年調布市要綱第84号）に基づき、補助金として、令和5年度は2万2,000円を交付している。

#### (2) 貸付金

重度知的障害者施設「（仮称）こもれび」の整備に必要な資金として、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例に基づき、貸付金として、令和6年度は2億5,035万4,000円を貸付けている。

#### (3) 負担金

非課税として取り扱っていた平成30年度から令和4年度までの委託契約に

基づく委託料に係る過年度消費税等の納付に必要な経費を負担金として、令和5年度は2,281万6,900円を負担している。

(4) 出捐

社会福祉事業団に対し、基本財産として300万円を出捐している。

## 2 社会福祉事業団

(1) 名称 社会福祉法人調布市社会福祉事業団

(2) 所在地 東京都調布市西町290番地4

(3) 設立 平成11年6月1日

(4) 目的 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援すること。

(5) 事業（令和5年度事業実績）

ア 第1種社会福祉事業

障害者支援施設の経営

イ 第2種社会福祉事業

(ア) 障害福祉サービス事業の経営

(イ) 地域活動支援センターの経営

(ウ) 移動支援事業の経営

(エ) 特定相談支援事業の経営

(オ) 一般相談支援事業の経営

(カ) 子育て短期支援事業の経営

(キ) 養育支援訪問事業の経営

(ク) 地域子育て支援拠点事業の経営

(ケ) 一時預かり事業の経営

(コ) 障害児通所支援事業の経営

(サ) 放課後児童健全育成事業の経営

(シ) 子育て援助活動支援事業の経営

(ス) 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業の経営

(セ) 児童厚生施設の経営

ウ 公益事業

(ア) 調布市知的障害者ショートステイ事業

(イ) 調布市子ども家庭支援センターの経営

(ウ) 調布市障害者地域生活・就労支援センターの経営

(エ) 調布市放課後子供教室事業

(6) 組織（令和6年4月1日現在）

ア 評議員 10人

イ 理事 8人（うち理事長1人）

ウ 監事 2人

エ 職員 593人（正規職員197人，派遣職員2人，再雇用職員11人，

無期契約職員 125 人，臨時職員 258 人)

(7) 基本財産

ア 現金 300 万円

イ 土地

東京都調布市小島町二丁目 31 番地 1 所在の障害福祉サービス事業所グループホームちゃれんじ及び障害福祉サービス事業所グループホーム小島町ふれんず敷地 (345.45 平方メートルのうち 148.88 平方メートル)

ウ 建物

(ア) 東京都調布市布田四丁目 30 番地 12 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建障害者福祉サービス事業所グループホームみつばち建物 1 棟 (延 181.68 平方メートル)

(イ) 東京都調布市小島町二丁目 31 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建 3 階 (一部) 障害福祉サービス事業所グループホームちゃれんじ建物 (202.50 平方メートル)

(ウ) 東京都調布市小島町二丁目 31 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建 4 階 (一部) 障害福祉サービス事業所グループホーム小島町ふれんず建物 (202.50 平方メートル)

## 第 7 監査の結果

対象事務については，上記のとおり監査した限りにおいて，法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められるが，一部に次のとおり留意を要する事項が見受けられたので，早急に改善措置を講じられたい。

### 1 障害福祉課

(1) 補助金について

調布市重度障害者等グループホーム運営費補助金，調布市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援補助金及び調布市障害者（児）施設整備防犯対策費補助金において，交付の決定に当たって，条件を付していないものが見受けられた。

調布市補助金等の執行に関する規則等に基づき，適正な事務の執行に努められたい。

(2) 文書事務について

ア 行政財産使用許可書において，規則で規定されている様式では公印の押印を必要としているにもかかわらず，省略しているものが見受けられた。

調布市公有財産規則に基づき，適正な事務の執行に努められたい。

イ 出捐金の拠出に係る起案文書及び監理団体との業務運営に関する協定書において，本書の所在を確認できないものが見受けられた。

ウ 調布市障害者施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金に係る実績報告書において，誤った交付決定日が記載されているにもかかわらず収受し，事務処理をしているものが見受けられた。

エ 調布市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援補助金に係る電子デー

タによる交付申請において、交付申請書の申請日が空欄のまま受領し、かつ収受手続をしていないものが見受けられた。

**調布市文書管理規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。**

(3) 物品管理について

知的障害者援護施設に配置してある市の備品において、既に本来の用途に供することができなくなっているにもかかわらず、不用品に組み替える手続が行われていないものが見受けられた。

**調布市物品管理規則等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。**

## 2 社会福祉事業団

(1) 印章について

ア 印章台帳において、記載漏れがあるものが複数見受けられた。

イ 印章において、規程に基づくひな型と全て一致していない。

**社会福祉法人調布市社会福祉事業団印章規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。**

(2) 会計事務について

ア 会計事務において、規程で会計に係る証ひょうは10年保存と規定されていることに加え、前回の監査で指摘したにもかかわらず、感熱紙を用いた印字の消えかけている領収書が見受けられた。

**社会福祉法人調布市社会福祉事業団経理規程等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。**

イ 徴収事務受託者証において、規則に取扱者証等を納入者の見やすい場所に掲示し、又は提示するものと規定されているにもかかわらず、掲示等されていないものが見受けられた。

**調布市会計事務規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。**

(3) 現金等の取扱いについて

ア 郵券において、切手（現物）と郵便切手処理台帳の残枚数が一致していないものが見受けられた。

**郵券の適正な管理に努められたい。**

イ その他流動資産のうち図書カードにおいて、使用簿等がなく、長期に渡り残金の確認がされていないものが見受けられた。

**社会福祉法人調布市社会福祉事業団経理規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。**

ウ キャッシュカードの管理において、保管方法が不適切なものが見受けられた。

**防犯上の観点から、キャッシュカードの適切な管理に努められたい。**

(4) 契約事務について

契約事務において、規程に160万円以下の食料品・物品等の買入に係る随意契約は2者の業者からの見積りを徴し比較するものと規定されているにもかかわらず、消耗品等の購入に際し、2者からの見積りを徴取していないものが見受けられた。

社会福祉法人調布市社会福祉事業団経理規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(5) 労務管理について

ア 年次有給休暇において、1時間単位で取得しているにもかかわらず、休暇の開始及び終了時刻の記載がなく取得する時間数のみで申請し、決裁しているものが見受けられた。

社会福祉法人調布市社会福祉事業団職員就業規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

イ 時間外勤務において、所属長が時間外（休日）勤務命令（確認）書に記載のうえ命令すべきところ職員が記載しているもの、1日につき30分単位で命令すべきところ30分単位でないもの、施設長の命令印及び確認印並びに決裁印がないもの、施設長の命令印及び確認印を異なる職員が押印しているものが見受けられた。

社会福祉法人調布市社会福祉事業団職員時間外勤務事務取扱要綱等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

ウ 臨時職員に交付している雇用通知書兼雇用契約書において、休日の明記がないもの、勤務日を月2日としているにもかかわらず、月1日の勤務で状況に応じて時間外勤務を命令しているものが見受けられた。

社会福祉法人調布市社会福祉事業団臨時職員就業規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(6) 文書事務について

ア 調布市社会福祉事業団補助金等において、申請に際し簡易決裁にて決定しているもの、発送番号を採番せず、申請書に記載していないもの、決定通知書に收受印の押印及び收受番号の記載をしていないもの、起案文書に施行日を記載していないもの、及び規程に基づく規則原簿を含む簿冊等を作成することなく事務を執り行っているものが見受けられた。

イ 調布市障害者施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金に係る実績報告書において、記載すべき交付決定の日付に誤りのあるものが見受けられた。

ウ 労働基準監督署に提出する衛生管理者選任報告の副本において、消せるボールペンで記入しているものが見受けられた。

社会福祉法人調布市社会福祉事業団文書管理規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(7) 所管規則等について

ア 定款に基づき事業団が公告を行うための掲示場が撤去されているものが見受けられた。

社会福祉法人調布市社会福祉事業団定款に基づき、早急に設置されたい。

イ 理事会において、定款細則に規定する時期と異なる時期に開催しているものが見受けられた。

社会福祉法人調布市社会福祉事業団定款細則に基づき、適正な事務の執行



に努められたい。

ウ 保有する個人情報等の取扱いにおいて、規程で利用目的の通知を求められたとき、又は開示の請求を受けたときの手数料を徴収する場合は、その額を定めなければならないと規定されているにもかかわらず、定めていないものが見受けられた。

社会福祉法人調布市社会福祉事業団個人情報保護規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

エ 業務情報の公開において、規程で業務情報の公開の方法及び費用の負担は別に定めると規定されているにもかかわらず、定めていないものが見受けられた。

社会福祉法人調布市社会福祉事業団情報公開規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

オ 所管する規則、規程等において、規定内容に不備があるものが多数見受けられた。

規則等の定期的な見直しを励行し、適正な事務の執行に努められたい。